

● シラバス（講義計画）

この講義では、前期と後期とで異なる教科書を使用します。毎回の講義で教科書を使用するので、必ず持ってくる（忘れてきた場合には周囲の学生に頼んで見せてもらえる体制にしておくこと）。

《前期》 工業所有権情報・研修館 『産業財産権標準テキスト 総合編 第4版』

- 01～04) 特許法
- 05) 実用新案法
- 06) 意匠法
- 07) 商標法
- 08～09) 不正競争防止法
- 10～12) 著作権法
- 13～14) 不法行為

《後期》 道幸哲也ほか編 『18歳から考えるワークルール』

- 01) なぜ労働法が必要なの？
- 02) 内定したのに働けない!?
- 03) 労働条件はどのように決まるの？
- 04) 賃金のルールってどうなってるの？
- 05) バイト時間が長すぎる
- 06) ワーク・ライフ・バランスって何？
- 07) 労働条件って一方的に変更されていいの？
- 08) 何をやったら懲戒処分されるの？
- 09) ハラスメントと職場いじめ
- 10) 仕事をしてうつ病になったら？
- 11) 解雇されるのはどんなとき？
- 12) 契約を更新しないといわれたら？
- 13) 失業したら
- 14) 労働組合の役割って？

● 受講上の注意

授業時に教科書を持参していない者については、1日につき5点を試験の成績から減じる措置を採る（なお、教科書を忘れてきた際には周囲の学生に頼んで見せてもらえるようにしておくこと）。

授業中にケータイを操作する、寝ている等して受講態度が著しく不良な者については、当該時間について欠席として取り扱うことがある。

出席時数の確認は各自で行うこと。欠課時数の超過により不利益が生じるようなことがあっても、担当教員は関知しない。必要があれば自ら補習を願い出ること。

● シラバス（評価方法）

年 4 回の試験で評価する。各回 100 点満点とし、年間平均で 6 割（= 240 点）に達した者を合格とする。

MI 前期中間試験 (6月上旬)	MII 前期末試験 (8月上旬)	MIII 後期中間試験 (11月下旬)	MIV 後期末試験 (2月中旬)
------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------

本試験（M）で不合格となったら……

到達度再判定			
（ R I : 7 月中旬 R II : 10 月上旬 R III : 12 月上旬 R IV : 2 月下旬 ）			
合格すれば各期の評価点を 60 点として扱う			

到達度再判定でも不合格となったら……

Ω
進級認定再試験
(3月5～6日)
不合格科目が5科目を超えると受験できない
出題範囲は1年間に学んだことすべて
合格すれば評価点を 60 点として扱う

● 原級留置（留年）者の扱いについて

前年度に可（60 点）以上の評価を得た者については履修を免除する（※ 他の科目は 70 点が基準であるが、法学については緩和措置を採っている）